主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は、弁護人猪野愈作成の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴趣意について

確かであるが、しかしその法規から想定される一般的な法原理からみて、その事実と、法規に直接あてはまる事実とを区別して扱う理由がないと考えられる主義のよれるの事実に対してその法規を適用する場合である。そして、罪刑法定主義の則から許されないのは後者すなわち類推解釈であり、前者すなわち地位の法規の文理や沿革を探求し、その法典中におけるその法規の地位の法規な問題係をさぐり、更にそれらの法規の目的、保護法益などでものではない。の目的とどまるからの表別であるとによるの限界内にとどまるからの表別であるといわらい。そして、この理は自然犯に関する法規であるといわられて異るものではない。本件建築基準法が行政をいるののはない。そして異るものではない。本件建築基準法が行政の高にはない。本件建築基準法が行政の高いののではない。本件建築基準法が行政の高いののではない。本件建築基準法が行政の高いののではない。本件建築基準法が行政の高いののではない。本件を表別である。となり、対理のみに対策をある。となり、対理のみに対応をするとなり、対理のみに対応をするとなり、対理のみに対応である。

「一」にあたり、「二」からは除かれる)も含まれるかである。そして、この (ロ)の場合においては用途変更を伴うことは必然である。そこで、用途変更に関する規定である八七条一項をみると、それは「建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合においては、同条(第二項及び第七項を除く)、第七条第一項……の規定を準用する」と規定している。

これによると特殊建築物への用途変更についても、六条一項に準じて事前確認の制度を、また七条一項に準じて事後届出の制度をあわせ採用していることが明らかである。ところで、右八七条一項は六条および七条を全面的に準用しているわけななく、六条二項、七項、七条二項乃至五項は準用から除外されおり、しかもこれら除外された規定の内容は大規模の修繕、模様替を前提として初めて実現可能のの(六条二項、七項)または工事後の検査、使用制限および各種書式に関するのの、七条二項乃至五項)である。これによつてみると、八七条一項は用途変更に伴い大規模な修繕、模様替を必要とする場合には適用されず、またその故に同条項にいう用途変更の場合には、事後手続を簡易化して届出のみで足ることとし、検査を用制限はせず、書類の様式化も行なわなかつたものと思われる。要するに、八七条一項は本件の如く元来特殊建築物でなかつたものと思われる。要するに、特殊建築物にするため大規模の修繕、模様替をしようとする場合には適用がないものといわざるをえない。

しかし、本件の場合、右のように八七条一項の適用がないことは明らかであるにしても、さらに所論のように六条一項の適用もないとし立法の不備をもつて片付けることは、法の解釈態度として余りにも不合理である。

けだし、特殊建築物への用途変更のみの場合にも事前確認および事後届出の制度を設け建策基準法による規制の対象としているのに、その用途変更に伴ない大規模の修繕、模様替をしょうとするときは却つて同法の規制外となるわけで、このよう

な解釈に対して奇異の感を抱かない者はおそらくないであろうし、前記の如き目的をかかげる建築基準法もかかる解釈がなされることを予想しなかつたと思われる。 おもうに、同法六条一項一号にかかげる特殊建築物は、その敷地、構造および設

むしろ用途変更を伴うことにより事実審査、事後検査の過程で敷地関係、設備等 につき新たな配慮が要請される場面もありうるから、現実においては「二」の (イ) の場合よりも一層厳重な規制がなされて然るべきであり、この意味において 六条一項にいう「これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしよう とする場合」には右「二」の(ロ)の場合を含むと解するのが相当である。 なお、所論は、六条一項が前記「一」の場合にわざわざ括弧を付して増築の場合を含 む旨規定しているのであるから、「二」の場合にも、もし(ロ)の場合を含むとす ればその旨括弧書きして明示すべきであり、そのような括弧書きのないところをみ れば(ロ)の場合を含まないことは明らかであるという。しかし、六条一項により 規制の対象となる建築物のうち同項一号乃至三号の建築物についてはそれぞれ所定の規模のものであることを必要とするところ、「一」の場合、単に「第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合」との文言だけでは規模の点においてもたち号の条件を具備する建築物を新築する場合に限り、当初規模においての 定の条件をみたさなかつたため同条項による規制の対象外とされていた建築物につ いてはその後増築により所定の規模に達する場合でもなんらの規制を受けないと解 釈される余地が多分に存し、かくては両者の間で権衡を失するばかりでなく、同条 項の趣旨をも没却することとなるので、特に括弧を付して右増築の場合も新築の場合と同じく規制の対象とする旨を明らかにしたと解すべきである。これに反し、「二」の(ロ)の場合、用途変更が加わることにより初めて一号所定の特殊建築物 となるにしても(既に同号所定の規模をもつものであることはいうまでもない) 「大規模な修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合」であることにおいて 変りはないから、それが同条項により規制の対象となることはむしろ自明の理とし て、その趣旨を明示するための括弧書きの必要はないものとされたものと考えられ る。従つて、括弧書きの有無を論じ独自の解釈論を展開する所論には賛成し難い。 してみると、原判示第一の(一)の事実が建築基準法六条一項に違反することは 明らかであってこれと見解を異にする所論はとうてい採用し難く、ひいては原判示 第一の(二)に関する所論も前提を欠き採用できない。

よつて、刑事訴訟法三九六条により主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 河村澄夫 裁判官 滝川春雄 裁判官 村上保之助)